

報告第 1 号

令和 7 年城里町規則第 1 号

城里町国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則

城里町国民健康保険診療所条例施行規則（平成17年城里町規則第89号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「

沢山診療所 (歯科)	月，火，水，木，金，土 (ただし，第3木曜日及び第2， 4，5土曜日は，休診)	平日は，午前9時から午後5時まで 土曜日は，午前9時から正午まで
---------------	---	-------------------------------------

」を「

沢山診療所 (歯科)	月，火，水，金，土	午前9時から午後5時まで
---------------	-----------	--------------

」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

城里町国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行																		
第 1 条 （略） （診療日及び診療時間） 第 2 条 診療日及び診療時間は、次に定めるところによる。ただし、急患その他やむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。	第 1 条 （略） （診療日及び診療時間） 第 2 条 診療日及び診療時間は、次に定めるところによる。ただし、急患その他やむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。																		
<table><tr><th></th><th>診療日</th><th>診療時間</th></tr><tr><td>沢山診療所 （歯科）</td><td>月，火，水，金，土</td><td>午前9時から午後5時まで</td></tr><tr><td>七会診療所 （医科・歯科）</td><td>月，火，木，金，土</td><td>午前9時から午後5時まで</td></tr></table>		診療日	診療時間	沢山診療所 （歯科）	月，火，水，金，土	午前9時から午後5時まで	七会診療所 （医科・歯科）	月，火，木，金，土	午前9時から午後5時まで	<table><tr><th></th><th>診療日</th><th>診療時間</th></tr><tr><td>沢山診療所 （歯科）</td><td>月，火，水，<u>木</u>，金，<u>土</u> <u>（ただし、第3木曜日及び第2，4，5土曜日は、 休診）</u></td><td><u>平日は、午前9時から午後5時まで</u> <u>土曜日は、午前9時から正午まで</u></td></tr><tr><td>七会診療所 （医科・歯科）</td><td>月，火，木，金，土</td><td>午前9時から午後5時まで</td></tr></table>		診療日	診療時間	沢山診療所 （歯科）	月，火，水， <u>木</u> ，金， <u>土</u> <u>（ただし、第3木曜日及び第2，4，5土曜日は、 休診）</u>	<u>平日は、午前9時から午後5時まで</u> <u>土曜日は、午前9時から正午まで</u>	七会診療所 （医科・歯科）	月，火，木，金，土	午前9時から午後5時まで
	診療日	診療時間																	
沢山診療所 （歯科）	月，火，水，金，土	午前9時から午後5時まで																	
七会診療所 （医科・歯科）	月，火，木，金，土	午前9時から午後5時まで																	
	診療日	診療時間																	
沢山診療所 （歯科）	月，火，水， <u>木</u> ，金， <u>土</u> <u>（ただし、第3木曜日及び第2，4，5土曜日は、 休診）</u>	<u>平日は、午前9時から午後5時まで</u> <u>土曜日は、午前9時から正午まで</u>																	
七会診療所 （医科・歯科）	月，火，木，金，土	午前9時から午後5時まで																	
2 （略） 第 3 条～第15条 （略） 附 則 （略） 別表 （略） 別記様式 （略） 附 則 <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	2 （略） 第 3 条～第15条 （略） 附 則 （略） 別表 （略） 別記様式 （略）																		

報告第 2 号

令和 7 年城里町規則第 号

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 17 年城里町規則第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 7 号及び第 2 項中「又は災害」を「等」に改める。

第 4 条中「第 9 条第 2 号」を「第 9 条第 1 項第 2 号」に改める。

別表を次のように改める。

事業基準

1 周辺環境対策

- (1) 粉じん飛散防止のため、必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の埋立て等の区域からの浸出水及び土砂等による水質の汚濁を生じさせないこと。
- (3) 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。
- (4) 騒音については、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、必要な騒音防止措置を講ずること。
- (5) 振動については、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ、必要な振動防止措置を講ずること。

2 事業期間

- (1) 事業期間は、6 箇月以内とすること。ただし、事業期間がそれ以上になる場合は、事前に協議すること。

3 作業時間等

- (1) 作業時間は、午前 9 時から午後 5 時までとすること。
- (2) 日曜日、祝祭日及び年末年始は、作業を行わないこと。

4 交通安全対策

- (1) 土砂等搬入経路は、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。
- (3) その他交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講じること。

5 施工管理体制等

- (1) 土地の埋立て等を行うに当たっては、施工管理者が立会い、指示を行うものとする。
- (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
- (3) 事業区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできるような柵を設けること。設ける柵の高さは、1.5 メートル以上とし、風雨等により壊れないような構造とすること。
- (4) 出入口は原則として 1 箇所とし、不法投棄がされないよう施錠をすること。
- (5) 事業内容を示す表示版（様式第 19 号）を出入口に設置すること。

6 事故対策

- (1) 町民の生命及び財産に対する危害及び迷惑を防止するため、必要な措置を講じる

こと。

- (2) 周辺地域の工作物、水域、樹木及び井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行うなど、適切な防護の措置を講じるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。
- (3) 事業施行中、事業の施行に影響を及ぼす事故、人員に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経路、事故による被害の内容等について遅滞なく町長に報告すること。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

土壌汚染等防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

城里町長 様

申請者 住 所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名 ㊞
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金，基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円 (年 月 日現在)
(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
(2) 法人の登記事項証明書
(3) 直近の事業年度の事業報告書，財産目録，損益計算書及び貸借対照表

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号(第7条関係)

土地の所有者等の同意書

申請予定者 住所

氏名

様

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

申請予定者が次の内容で事業を行うことについて、同意します。

1 事業区域の位置 城里町

2 土地使用の同意期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 同意する土地の一覧

土地の表示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
大字名	地 番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	

注1 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

2 土地の所有者、占有者及び管理者の印鑑登録証明書を添付すること。

また、同意の前提として、下記の事項について、申請予定者から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

記

1 事業の計画

1	事業主及び事業施行者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	7	事業に用いる土砂等の発生場所
		8	事業に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ
		9	事業の施行に関する計画
2	事業の目的	10	事業区域の周辺地域の土壌の汚染等の発生防止に関する計画
3	事業区域の位置	11	土砂等の搬入出経路
4	事業区域の面積		
5	事業を行う期間	12	土地所有者に関する事項 (別紙のとおり)
6	事業に用いる土砂等を発生させる者		

2 条例第24条による土地所有者に対する勧告

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の 所有者 占有者 管理者

住 所

氏 名

実印

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行
第 1 条・第 2 条 （略） （公共的団体の範囲） 第 3 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規定による規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) （略） (7) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染等の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として町長が認定した者 2 前項第 7 号の規定による町長の認定を受けようとする者は、土壌汚染等防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 (1)～(3) （略） （適用除外となる他法令の許認可） 第 4 条 条例第 9 条第 1 項第 2 号で定める他の法令等は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) （略） 第 5 条～第 27 条 （略） 附 則 1・2 （略） 別表（第 10 条関係） 事業基準 1 周辺環境対策	第 1 条・第 2 条 （略） （公共的団体の範囲） 第 3 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規定による規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) （略） (7) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として町長が認定した者 2 前項第 7 号の規定による町長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 (1)～(3) （略） （適用除外となる他法令の許認可） 第 4 条 条例第 9 条第 2 号で定める他の法令等は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) （略） 第 5 条～第 27 条 （略） 附 則 1・2 （略） 別表（第 10 条関係） 事業基準 第 1 共通基準 1 周辺環境対策

- (1) 粉じん飛散防止のため、必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の埋立て等の区域からの浸出水及び土砂等による水質の汚濁を生じさせないこと。
- (3) 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。
- (4) 騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、必要な騒音防止措置を講ずること。
- (5) 振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ、必要な振動防止措置を講ずること。

2 事業期間

- (1) 事業期間は、6箇月以内とすること。ただし、事業期間がそれ以上になる場合は、事前に協議すること。

3 作業時間等

- (1) 作業時間は、午前9時から午後5時までとすること。
- (2) 日曜日、祝祭日及び年末年始は、作業を行わないこと。

4 交通安全対策

- (1) 土砂等搬入経路は、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。
- (3) その他交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講じること。

5 施工管理体制等

- (1) 土地の埋立て等を行うに当たっては、施工管理者が立会い、指示を行うものとする。
- (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
- (3) 事業区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止するこ

- (1) 粉じん飛散防止のため、必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の埋立て等の区域からの浸出水及び土砂等による水質の汚濁を生じさせないこと。
- (3) 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。
- (4) 騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、必要な騒音防止措置を講ずること。
- (5) 振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ、必要な振動防止措置を講ずること。

2 事業期間

- (1) 事業期間は、6箇月以内とすること。ただし、事業期間がそれ以上になる場合は、事前に協議すること。

3 作業時間等

- (1) 作業時間は、午前9時から午後5時までとすること。
- (2) 日曜日、祝祭日及び年末年始は、作業を行わないこと。

4 交通安全対策

- (1) 土砂等搬入経路は、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。
- (3) その他交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講じること。

5 施工管理体制等

- (1) 土地の埋立て等を行うに当たっては、施工管理者が立会い、指示を行うものとする。
- (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
- (3) 事業区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止するこ

とのできるような柵を設けること。設ける柵の高さは、1.5メートル以上とし、風雨等により壊れないような構造とすること。

- (4) 出入口は原則として1箇所とし、不法投棄がされないよう施錠をすること。
- (5) 事業内容を示す表示版（様式第19号）を出入口に設置すること。

6 事故対策

- (1) 町民の生命及び財産に対する危害及び迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。
- (2) 周辺地域の工作物、水域、樹木及び井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行うなど、適切な防護の措置を講じるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。
- (3) 事業施行中、事業の施行に影響を及ぼす事故、人員に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経路、事故による被害の内容等について遅滞なく町長に報告すること。

とのできるような柵を設けること。設ける柵の高さは、1.5メートル以上とし、風雨等により壊れないような構造とすること。

- (4) 出入口は原則として1箇所とし、不法投棄がされないよう施錠をすること。
- (5) 事業内容を示す表示版（様式第19号）を出入口に設置すること。

6 事故対策

- (1) 町民の生命及び財産に対する危害及び迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。
- (2) 周辺地域の工作物、水域、樹木及び井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行うなど、適切な防護の措置を講じるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。
- (3) 事業施行中、事業の施行に影響を及ぼす事故、人員に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経路、事故による被害の内容等について遅滞なく町長に報告すること。

第2 技術基準

- 1 本事業区域と隣接地との距離は、2メートル以上の保安距離を取ること。
- 2 土地の埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないよう、くい打ち、土の置き換え、その他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において、土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 4 土地の盛土、たい積の高さは、2メートル以下とすること。
- 5 土地の埋立ての高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最

様式第1号（第3条関係） <u>【別記1 参照】</u> 様式第2号～様式第8号 （略） 様式第9号（第7条関係） <u>【別記2 参照】</u> （以下略） <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	<u>下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部）と最上部の高低差をいう。）は、10メートル以下とすること。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その限りではない。</u> <u>6 土地の埋立て等ののり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。）のこう配は、30度以内とすること。</u> <u>7 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。</u> <u>8 傾斜地において、土地の埋立て高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための措置が講じられていること。</u> <u>9 事業を中止し、又は完了したときは、ブルドーザー等の建設機械を使用して敷均し、十分転圧し、整地をすること。</u> 様式第1号（第3条関係） <u>【別記1 参照】</u> 様式第2号～様式第8号 （略） 様式第9号（第7条関係） <u>【別記2 参照】</u> （以下略）
---	--

報告第 3 号

令和 7 年城里町告示第 号

城里町通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示

城里町通学費助成金交付要綱（平成28年城里町告示第50号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「規則」という。」を削る。

第 3 条第 1 号及び第 2 号中「10分の 3」を「2 分の 1」に改め、同条第 3 号中「8 万円」を「12万円」に改める。

様式第 1 号中

「

助 成 金 振込口座	金融機関名 店 舗 名			
	フリガナ 口座名義	※申請者と同一名義の口座		
	預金種目		口座番号	

」

を

「

助 成 金 振込口座	金融機関名		店舗名	
	フリガナ			
	口座名義	※申請者と同一名義の口座		
	預金種目	普通・その他（ ）	口座番号	

」

に、

「

添 付 書 類	①	定期券の写し及び定期券購入代金を確認できる書類（領収書等）	
	②	住民票謄本（申請者と児童・生徒・学生の続柄がわかるもの）	
	③	学生証等の写し（短期定期券購入者のみ）	

」

を

「

添 付 書 類	①	定期券の写し（申請内容の期間が分かるもの）	
	②	定期券購入代金を確認できる書類（領収書原本等）	
	③	住民票謄本（世帯全員、続柄記載）※年度内 2 回目以降の申請は省略	
	④	学生証等の写し（短期定期券購入者のみ申請毎に）	

」

に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

城里町通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後	現 行
(趣旨) 第1条 この告示は、通学定期券（路線バス又は鉄道事業者が発行する通学用の定期券をいう。以下同じ。）を購入し、城里町内から学校に通学する者（以下「通学者」という。）又はその保護者に対して、経済的負担を軽減し城里町（以下「町」という。）における子育て環境の整備を図るため、その費用の一部について予算の範囲内で城里町通学費助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (助成対象者) 第2条 (略) (助成金の額) 第3条 助成金の額は、次の各号に掲げるいずれかの金額とする。 (1) 路線バスの年間通学定期券又は鉄道の6か月通学定期券を購入した場合は、購入に要した金額に<u>2分の1</u>を乗じて得た金額とする。ただし、その金額に100円未満の端数がある場合には、100円未満を切り捨てた金額とする。 (2) 前号以外の通学定期券を購入した場合は、当該通学定期券の乗車区間の年間通学定期券（鉄道にあっては6か月定期券）を購入した場合の金額に<u>2分の1</u>を乗じて得た金額を12（鉄道にあっては6）で除して、当該通学定期券の期間の月数を乗じて得た金額とする。ただし、その金額に100円未満の端数がある場合には、100円未満を切り捨てた金額とし、年間の助成金の上限額は、前号の規定により算出された額とする。 (3) 前2号の規定にかかわらず、助成金の上限額は<u>12万円</u>とする。 第4条～第9条 (略) 附 則	(趣旨) 第1条 この告示は、通学定期券（路線バス又は鉄道事業者が発行する通学用の定期券をいう。以下同じ。）を購入し、城里町内から学校に通学する者（以下「通学者」という。）又はその保護者に対して、経済的負担を軽減し城里町（以下「町」という。）における子育て環境の整備を図るため、その費用の一部について予算の範囲内で城里町通学費助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。<u>以下「規則」という。</u>）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (助成対象者) 第2条 (略) (助成金の額) 第3条 助成金の額は、次の各号に掲げるいずれかの金額とする。 (1) 路線バスの年間通学定期券又は鉄道の6か月通学定期券を購入した場合は、購入に要した金額に<u>10分の3</u>を乗じて得た金額とする。ただし、その金額に100円未満の端数がある場合には、100円未満を切り捨てた金額とする。 (2) 前号以外の通学定期券を購入した場合は、当該通学定期券の乗車区間の年間通学定期券（鉄道にあっては6か月定期券）を購入した場合の金額に<u>10分の3</u>を乗じて得た金額を12（鉄道にあっては6）で除して、当該通学定期券の期間の月数を乗じて得た金額とする。ただし、その金額に100円未満の端数がある場合には、100円未満を切り捨てた金額とし、年間の助成金の上限額は、前号の規定により算出された額とする。 (3) 前2号の規定にかかわらず、助成金の上限額は<u>8万円</u>とする。 第4条～第9条 (略) 附 則

1 ～ 5 （略）
様式第 1 号（第 4 条関係）
【別記 1 参照】
様式第 2 号 （略）
附 則
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

1 ～ 5 （略）
様式第 1 号（第 4 条関係）
【別記 1 参照】
様式第 2 号 （略）

報告第 4 号

令和 7 年城里町告示第 号

城里町ふれあいの船事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

城里町ふれあいの船事業費補助金交付要綱（平成18年城里町告示第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

城里町ふれあいの船事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後	現 行
第 1 条 （略） 第 2 条 削除 第 3 条～第11条 （略） 附 則 （略） 様式第 1 号～様式第 7 号 （略） 附 則 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	第 1 条 （略） （補助金額） 第 2 条 補助金の額は、事業に必要な費用の 5 分の 4 以内の額とする。 第 3 条～第11条 （略） 附 則 （略） 様式第 1 号～様式第 7 号 （略）

報告第 5 号

令和 7 年城里町告示第 号

城里町定期予防接種実施要綱の一部を改正する告示

城里町定期予防接種実施要綱（令和 6 年城里町告示第109号）の一部を次のように改正する。

別表中「

高齢者用新型コロナウイルス	2,000円
---------------	--------

」を「

高齢者用新型コロナウイルス	2,000円
带状疱疹（生ワクチン）	3,000円
带状疱疹（不活化ワクチン）	（接種 1 回につき）6,000円

」に改める。

様式第 1 号中「

予防接種の種類 発行するものに ○をつけてくだ さい。	ロタ	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目（ロタテックのみ）〕
	ヒブ	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	小児用肺炎球菌	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	B型肝炎	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 〕
	4種混合	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	5種混合	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	BCG	
	水痘	〔 1回目 ・ 2回目 〕
	麻しん風しん混合	〔 1期 ・ 2期 〕
	日本脳炎	〔 1期1回目 ・ 1期2回目 ・ 1期追加 ・ 2期 〕
	二種混合	
	子宮頸がん	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 〕
	高齢者用インフルエンザ	
	高齢者用新型コロナウイルス	
	高齢者用肺炎球菌	

」を「

予防接種の種類 発行するものに ○をつけてくだ さい。	ロタ	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 (ロタテックのみ) 〕
	ヒブ	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	小児用肺炎球菌	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	B型肝炎	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 〕
	4種混合	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	5種混合	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	BCG	
	水痘	〔 1回目 ・ 2回目 〕
	麻しん風しん混合	〔 1期 ・ 2期 〕
	日本脳炎	〔 1期1回目 ・ 1期2回目 ・ 1期追加 ・ 2期 〕
	二種混合	
	子宮頸がん	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 〕
	高齢者用インフルエンザ	
	高齢者用新型コロナウイルス	
	高齢者用肺炎球菌	
	带状疱疹	〔 1回目 ・ 2回目 〕

」に改める。
様式第2号中「

予防接種の種類 該当する箇所を○で囲んで ください。	ロタ	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 (ロタテックのみ) 〕
	ヒブ	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	小児用肺炎球菌	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	B型肝炎	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 〕
	4種混合	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	5種混合	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕
	BCG	
	水痘	〔 1回目 ・ 2回目 〕
	麻しん風しん混合	〔 1期 ・ 2期 〕
	日本脳炎	〔 1期1回目 ・ 1期2回目 ・ 1期追加 ・ 2期 〕
	二種混合	
	子宮頸がん	〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 〕
	高齢者用インフルエンザ	
	高齢者用新型コロナウイルス	
	高齢者用肺炎球菌	
	その他 (	)

」を「

予防接種の種類 該当する箇所を○で囲んでください。	ロタ〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 (ロタテックのみ)〕 ヒブ〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕 小児用肺炎球菌〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕 B型肝炎〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 〕 4種混合〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕 5種混合〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 ・ 追加 〕 BCG 水痘〔 1回目 ・ 2回目 〕 麻しん風しん混合〔 1期 ・ 2期 〕 日本脳炎〔 1期1回目 ・ 1期2回目 ・ 1期追加 ・ 2期 〕 二種混合 子宮頸がん〔 1回目 ・ 2回目 ・ 3回目 〕 高齢者用インフルエンザ 高齢者用新型コロナウイルス 高齢者用肺炎球菌 帯状疱疹〔 1回目 ・ 2回目 〕
	その他 ()

」に改める。

様式第4号中「□その他 ()」を「□ 帯状疱疹」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

城里町定期予防接種実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後	現 行																				
(本則及び附則 略)	(本則及び附則 略)																				
別表 (第 7 条関係)	別表 (第 7 条関係)																				
<table> <tr> <th>予防接種名</th><th>町の費用負担額</th></tr> <tr> <td>高齢者用インフルエンザ</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>高齢者用肺炎球菌</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>高齢者用新型コロナウイルス</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>带状疱疹 (生ワクチン)</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>带状疱疹 (不活化ワクチン)</td><td>(接種 1 回につき) 6,000円</td></tr> </table>	予防接種名	町の費用負担額	高齢者用インフルエンザ	2,000円	高齢者用肺炎球菌	2,000円	高齢者用新型コロナウイルス	2,000円	带状疱疹 (生ワクチン)	3,000円	带状疱疹 (不活化ワクチン)	(接種 1 回につき) 6,000円	<table> <tr> <th>予防接種名</th><th>町の費用負担額</th></tr> <tr> <td>高齢者用インフルエンザ</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>高齢者用肺炎球菌</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>高齢者用新型コロナウイルス</td><td>2,000円</td></tr> </table>	予防接種名	町の費用負担額	高齢者用インフルエンザ	2,000円	高齢者用肺炎球菌	2,000円	高齢者用新型コロナウイルス	2,000円
予防接種名	町の費用負担額																				
高齢者用インフルエンザ	2,000円																				
高齢者用肺炎球菌	2,000円																				
高齢者用新型コロナウイルス	2,000円																				
带状疱疹 (生ワクチン)	3,000円																				
带状疱疹 (不活化ワクチン)	(接種 1 回につき) 6,000円																				
予防接種名	町の費用負担額																				
高齢者用インフルエンザ	2,000円																				
高齢者用肺炎球菌	2,000円																				
高齢者用新型コロナウイルス	2,000円																				
様式第 1 号 (第 4 条関係)	様式第 1 号 (第 4 条関係)																				
【別記 1 参照】	【別記 1 参照】																				
様式第 2 号 (第 6 条関係)	様式第 2 号 (第 6 条関係)																				
【別記 2 参照】	【別記 2 参照】																				
様式第 3 号 (略)	様式第 3 号 (略)																				
様式第 4 号 (第 7 条関係)	様式第 4 号 (第 7 条関係)																				
【別記 3 参照】	【別記 3 参照】																				
様式第 5 号～様式第 9 号 (略)	様式第 5 号～様式第 9 号 (略)																				
附 則																					
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。																					

報告第 6 号

令和 7 年城里町告示第 号

城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

城里町火葬費等補助金交付要綱（平成17年城里町告示第84号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

1 水戸市の公設斎場を利用した場合

区分		補助金額			
火葬料	13歳以上	33, 000円			
	12歳以下	17, 000円			
	死産児	10, 000円			
式場使用料		堀斎場		下入野斎場	
		第1式場	利用額の1／2 (上限75, 000円)	大式場	利用額の1／2 (上限35, 000円)
		第2式場	利用額の1／2 (上限20, 000円)	小式場	利用額の1／2 (上限18, 000円)
		第3式場	利用額の1／2 (上限10, 000円)		
		待合室使用料			

2 水戸市の公設斎場以外を利用した場合

区分		補助金額
火葬料	13歳以上	利用額の4/5
	12歳以下	利用額の4/5
	死産児	利用額の4/5
式場使用料		利用額の4/5 (上限60,000円)
待合室使用料		5,000円以内

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 10 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示は、令和 7 年 1 月 10 日以後に発行された領収書に係る申請について適用し、同日前に発行された領収書に係る申請については、なお従前の例による。

城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後					現 行		
(本則及び附則 略)					(本則及び附則 略)		
別表 1 (第 4 条関係)					別表 (第 4 条関係)		
1 水戸市の公設斎場を利用した場合					1 水戸市斎場を利用した場合		
区分		補助金額			区分		補助金額
火葬料	13歳以上	33,000円			火葬料	13歳以上	33,000円
	12歳以下	17,000円				12歳以下	17,000円
	死産児	10,000円				死産児	10,000円
式場使用料	堀斎場		下入野斎場		式場使用料	第1式場	75,000円
	第1式場	利用額の1/2 (上限75,000円)	大式場	利用額の1/2 (上限35,000円)		第2式場	18,000円
	第2式場	利用額の1/2 (上限20,000円)	小式場	利用額の1/2 (上限18,000円)		第3式場	9,000円
	第3式場	利用額の1/2 (上限10,000円)				待合室使用料	5,000円
待合室使用料		利用額の1/2 (上限7,500円)			ただし、式場使用料の上限額は、75,000円とする。		
2 水戸市の公設斎場以外を利用した場合					2 水戸市斎場以外を利用した場合		
区分		補助金額			区分		補助金額
火葬料	13歳以上	利用額の4/5			火葬料	13歳以上	利用額の4/5
	12歳以下	利用額の4/5				12歳以下	利用額の4/5
	死産児	利用額の4/5				死産児	利用額の4/5
式場使用料		利用額の4/5 (上限60,000円)			式場使用料		利用額の4/5
待合室使用料		5,000円以内			待合室使用料		5,000円以内
					ただし、式場使用料の上限額は、60,000円とする。		

様式第 1 号・様式第 2 号 (略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 10 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示は、令和 7 年 1 月 10 日以後に発行された領収書に係る申請について適用し、同日前に発行された領収書に係る申請については、なお従前の例による。

様式第 1 号・様式第 2 号 (略)

報告第 7 号

令和 7 年城里町告示第 号

城里町道路里親制度実施要綱の一部を改正する告示

城里町道路里親制度実施要綱（令和 6 年城里町告示第91号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「5 人」を「3 人」に改める。

第 6 条中「する」の次に「ものとし、5 万円を限度とする」を加え、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条に次の 1 項を加える。

2 里親団体の活動に係る保険は、毎年町が負担するものとする。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

城里町道路里親制度実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後	現 行
第 1 条 （略） （里親団体の資格） 第 2 条 里親となることができる団体（以下「里親団体」という。）は、自治会等の地域住民団体又は企業及びその従業員で構成する団体であつて、概ね 3 人以上で組織され、かつ、概ね 50メートル以上の区間において第 5 条に規定する活動を年 2 回以上（町が主催する清掃事業等は除く。）実施する住民団体等とする。 2 （略） 第 3 条～第 5 条 （略） （里親団体への支援） 第 6 条 町長は、次の各号に掲げるもののうち、里親団体が行う活動に対し、必要と認めるものを予算の範囲内において支援する<u>ものとし、5 万円を限度とする。</u> （1） （略） （削除） <u>（2） （略）</u> <u>（3） 前 2 号に掲げるもののほか、里親団体の活動に関して町長が必要と認める支援</u> <u>2 里親団体の活動に係る保険は、毎年町が負担するものとする。</u> 第 7 条～第 11 条 （略） 附 則 （略） 様式第 1 号～様式第 10 号 （略） 附 則 <u>この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 1 条 （略） （里親団体の資格） 第 2 条 里親となることができる団体（以下「里親団体」という。）は、自治会等の地域住民団体又は企業及びその従業員で構成する団体であつて、概ね 5 人以上で組織され、かつ、概ね 50メートル以上の区間において第 5 条に規定する活動を年 2 回以上（町が主催する清掃事業等は除く。）実施する住民団体等とする。 2 （略） 第 3 条～第 5 条 （略） （里親団体への支援） 第 6 条 町長は、次の各号に掲げるもののうち、里親団体が行う活動に対し、必要と認めるものを予算の範囲内において支援する。 （1） （略） <u>（2） ボランティア活動保険への加入費用負担</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） 前 3 号に掲げるもののほか、里親団体の活動に関して町長が必要と認める支援</u> （追加） 第 7 条～第 11 条 （略） 附 則 （略） 様式第 1 号～様式第 10 号 （略）

報告第 8 号

令和 7 年城里町告示第 号

城里町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

城里町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（令和 5 年城里町告示第72号の 7）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「一般財団法人日本建築防災協会の定める精密診断法（壁材の引きはがし等の内部調査及び詳細な条件設定により、耐震性を評価する方法をいう。）により診断した後、」を削る。

第 5 条第 4 号中「茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者名簿に記載されている事業者」を「茨城県知事が木造住宅耐震診断士として認定した者」に改め、「（町内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）」を削る。

第 6 条第 1 項の表を次のように改める。

補助対象経費	補助率	補助限度額
耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）	15／16	30,000円
耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）	2／5	575,000円
独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度を利用するもの		
上記以外のもの	4／5	1,150,000円

第16条を第17条とし、第15条の次に次の 1 条を加える。

（利子補給制度利用対象証明）

第16条 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度を利用するものは、耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第10号）により、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、耐震改修利子補給制度利用対象証明書（様式第11号及び様式第12号）を交付するものとする。

様式第 9 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第10号(第16条関係)

(地方公共団体名)

申請日

年 月 日

殿

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するため、「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 (【リ・バース60】のお申込人) ※【リ・バース60】のお申込人が2人の場合は、いずれかの方がご記入ください。	氏 名	フリガナ	押印 不要
	住所	〒() () ()	
	TEL	() - () - ()	
	補助申請書氏名	(【リ・バース60】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載)	
改修する住宅の所在地 (地名地番)			
補助事業等名			

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

誓約事項	
☐	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
提出書類(いずれかにチェック)	
☐	本申請書提出時点で、補助申請書類は提出済みです。
☐	本申請書提出時点では、補助申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、補助対象であることを証明する資料(補助申請書類)を提出します。ただし、現時点では提出(取得)できない書類については、補助申請時に提出します。
承諾事項	
☐	次の①から③までの全ての事項について承諾します。
①	補助事業等の対象とならない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。
②	【リ・バース60】の要件に合致しない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。 【リ・バース60】取扱金融機関の審査の結果、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないことがあること。
③	本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

(地方公共団体使用欄)

受付欄	

【リ・パース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

(融資申込者名)

殿

(地方公共団体名)

印

年月日に提出された「【リ・パース60】耐震改修利子補給制度
 利用対象証明書発行申請書」による申請につきまして、次のとおり【リ・パース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

発行日	年 月 日	発行番号	
改修する住宅の所在地 (地名地番)			
耐震改修工事費	円		
補助事業等名			
補助事業交付決定額	円		
連絡事項 ※必要に応じ追記可	① 本証明書の金融機関提出用は、【リ・パース60】のご契約時までに取扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・パース60】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。 ② 本証明書の発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、【リ・パース60】耐震改修利子補給制度の利用ができません。また、その旨を取扱金融機関にご連絡ください。 ③ 本証明書の発行後、【リ・パース60】の融資を受けなくなった場合又は【リ・パース60】の融資が不承認となった場合は、速やかに(地方公共団体)までご連絡ください。		

対象となる取扱金融機関が限定されていますので、ご利用に当たっては、機構HPにて確認してください。

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

(融資申込者名)

殿

(地方公共団体名)

 印

 年 月 日

に提出された「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度

利用対象証明書発行申請書」による申請につきまして、次のとおり【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

発行日	年 月 日	発行番号	
改修する住宅の所在地 (地名地番)			
耐震改修工事費	円		
補助事業等名			
補助事業交付決定額	円		
連絡事項 (融資申込者向け) ※必要に応じ追記可	本証明書は、【リ・バース60】のご契約時までに取扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。 ①		
連絡事項 (金融機関向け) ※必要に応じ追記可	本証明書の発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができません。お客さまからその旨の連絡があった場合は、速やかに住宅金融支援機構にご連絡ください。 ② 本証明書の発行後、【リ・バース60】の融資をお客さまが辞退された場合又は【リ・バース60】の融資が不承認となった場合は、その旨の通知を申込者に対して発行いただき、速やかに住宅金融支援機構にご連絡ください。 ③		

金融機関使用欄	
受付欄	備考

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

城里町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後	現 行
第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 耐震改修計画 耐震診断士(茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱に基づき、茨城県知事が木造住宅耐震診断士として認定した者をいう。)が行った耐震診断の結果に基づき、その耐震性を向上させるために作成する改修計画をいう。 (4) (略) 第 3 条・第 4 条 (略) (補助対象者) 第 5 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 耐震改修工事にあつては、<u>茨城県知事が木造住宅耐震診断士として認定した者又は建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて実施するものであること。</u> (補助金の額等) 第 6 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費に応じ、同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、その限度額は同表の右欄に掲げる額とする。	第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 耐震改修計画 耐震診断士(茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱に基づき、茨城県知事が木造住宅耐震診断士として認定した者をいう。)が行った耐震診断の結果に基づき、<u>一般財団法人日本建築防災協会の定める精密診断法(壁材の引きはがし等の内部調査及び詳細な条件設定により、耐震性を評価する方法をいう。)</u>により診断した後、その耐震性を向上させるために作成する改修計画をいう。 (4) (略) 第 3 条・第 4 条 (略) (補助対象者) 第 5 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 耐震改修工事にあつては、<u>茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者名簿に記載されている事業者又は建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者(町内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。)</u>に請け負わせて実施するものであること。 (補助金の額等) 第 6 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費に応じ、同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、その限度額は同表の右欄に掲げる額とする。

補助対象経費		補助率	補助限度額
耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）		15／16	30,000円
耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）	独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度を利用するもの	2／5	575,000円
	上記以外のもの	4／5	1,150,000円

2～5 （略）

第7条～第15条 （略）

（利子補給制度利用対象証明）

第16条 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度を利用するものは、耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第10号）により、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、耐震改修利子補給制度利用対象証明書（様式第11号及び様式第12号）を交付するものとする。

（補則）

第17条 （略）

附 則 （略）

様式第1号～様式第9号 （略）

様式第10号（第16条関係）

【別記1 参照】

様式第11号（第16条関係）

【別記2 参照】

様式第12号（第16条関係）

【別記3 参照】

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

補助対象経費		補助率	補助限度額
耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）		15／16	30,000円
耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）		4／5	1,000,000円

2～5 （略）

第7条～第15条 （略）

（追加）

（補則）

第16条 （略）

附 則 （略）

様式第1号～様式第9号 （略）

（追加）

（追加）

（追加）

報告第 9 号

令和 7 年城里町告示第 号

城里町ご当地ナンバー普及促進事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、城里町税条例施行規則（平成 17 年城里町規則第 43 号）第 27 条の 2 に規定する原動機付自転車標識（城里町ご当地ナンバー）（以下「ご当地ナンバー」という。）の普及促進を図るため、ご当地ナンバーの交付を受ける者に、全国石油業共済組合連合会が発行するガソリンのギフト券（以下「ギフト券」という。）を交付することにより、城里町 20 周年の祝賀の気運を高め、町への愛着や誇りを更に深めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 ギフト券の交付を受ける者（以下「対象者」という。）は、施行日以後から令和 8 年 1 月 31 日までの間に、当該車両につき初めてご当地ナンバーの交付を受ける者とする。

(ギフト券の交付)

第 3 条 町長は、対象者に対し、2,000 円分のギフト券を交付する。

(交付台帳の整備)

第 4 条 町長は、ギフト券を交付したときは、ギフト券交付台帳（様式第 1 号）を整備し、保管しなければならない。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 1 月 31 日限り、その効力を失う。

報告第10号

令和7年城里町告示第 号

城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、特別支援学校に就学する児童生徒の学校給食に係る経費（以下「給食費」という。）を負担している保護者に対し、城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき城里町（以下「町」という。）の住民基本台帳に記載されている者で、特別支援学校の小学部及び中学部に就学する児童生徒及び第4条に規定する申請を行う前年度に特別支援学校の中学部を卒業した生徒（以下「対象児童生徒」という。）を養育する保護者とする。ただし、配偶者からの暴力等で町に避難し対象児童生徒を養育する保護者は、町の住民基本台帳に記載がない場合でも対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助（給食費に係るものに限る。）を受けているとき。
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定による保護者が負担すべき給食費の全額支給を受けているとき。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、保護者が申請日の属する年度の前年度中に特別支援学校に納入した給食費とする。ただし、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条に規定する特別支援教育就学奨励費、その他国及び地方公共団体からの給食費に対する助成金等を保護者が受けとった場合は、その金額を差し引くものとする。

(支援金の交付申請及び請求)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、給食費支払証明書（様式第2号）を添えて、原則給食費を納入した年度の翌年度の4月1日から6月30日までに町長に申請しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金を支給することが適当であると認めたときは、城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金交付決定通知書（様式第3号）により、支援金を支給することが適当でないと認めたときは、城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに口座振込により交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第6条 町長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請者が、支援金の交付の辞退を申し出たとき。

(2) 虚偽の申請等、不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の規定により支援金の交付の決定の取り消しをした場合は、城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとし、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該交付申請者に返還を命じるものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和6年度分の給食費支払証明書に係る申請から適用する。

報告第 1 1 号

令和 7 年城里町告示第 号

城里町学校給食における食物アレルギー対応支援金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、食物アレルギーがあることにより学校給食の提供を受けることができず、学校給食の代替として弁当又はおかず等（以下「弁当等」という。）を持参する対応をしている、城里町立の小中学校（以下「学校」という。）に就学する児童生徒の保護者に対し、城里町学校給食における食物アレルギー対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付対象者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき城里町（以下「町」という。）の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、配偶者からの暴力等で町に避難している者は、町の住民基本台帳に記載がない場合でも対象とする。

(1) 学校に就学する児童生徒又は第 4 条に規定する申請を行う前年度に学校を卒業した生徒を養育する保護者

(2) 町の学校給食センターに食物アレルギー対応を要する児童生徒として登録された児童生徒を養育する保護者

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助（給食費に係るものに限る。）を受けている者は交付対象者とししない。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、次表の単価に、毎月常北学校給食センターが発行する食物アレルギー対応票において代替弁当等を持参する日とした日数を乗じて得た額の年度内分を合計した額とする。

区 分		単 価
1	食物アレルギー対応票で代替弁当等を持参する対応として、学校給食を全く食べない場合	小学生 250 円 中学生 280 円
	食物アレルギー対応票で代替弁当等を持参する対応として、学校給食の一部を食べない場合	小学生 120 円 中学生 140 円

(支援金の交付申請及び請求)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、学校給食における食物アレルギー対応支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、弁当等持参計算書（様式第 2 号）を添えて、原則弁当等を持参した年度の翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までに町長に申請しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金を支給することが適当であると認めたときは、学校給食における食物アレルギー対応支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により、支援金を支給することが適当でないと認めたときは、学校給食における食物アレルギー対応支援金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに口座振込により交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第6条 町長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 交付申請者が、支援金の交付の辞退を申し出たとき。

(2) 虚偽の申請等、不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付の決定の取り消しをした場合は、学校給食における食物アレルギー対応支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するものとし、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該交付申請者に返還を命じるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和6年度分の弁当等持参計算書に係る申請から適用する。

報告第12号

令和7年城里町教育委員会告示第 号

城里町ふれあいの船体験学習事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、城里町内の小学校6年生の希望者を対象に実施するふれあいの船体験学習事業（以下「ふれあいの船」という。）に関する企画・運営等必要な事項について検討し、事業全般を万全な体制で実施することを目的とする。

(実行委員会)

第2条 この事業を円滑かつ効率的に実施するために、城里町ふれあいの船実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員は16名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育長
- (2) 城里町内小学校校長
- (3) PTA関係者 PTA連絡協議会から推薦された者
- (4) 6学年の担任の教諭及び引率を希望する教諭
- (5) その他、教育長が必要と認めた者

(役員)

第3条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員長は、教育長を充て、副委員長は、城里町内小学校長の中から互選により選出し、監事は、その他の委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 監事は、委員会の会計を監査する。

(任期)

第4条 委員及び役員の任期は、委嘱の日から委員会の目的が達成された日までとする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数をもって決定する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(事業費)

第7条 事業費は、参加者負担金及び補助金、その他の収入をもって充てる。

(参加者負担金)

第8条 参加者負担金は20,000円とする。

2 参加者負担金の納付については、実施年の保護者及び参加者説明会開催時に納入する。

3 要保護、準要保護の認定を受けている者には、参加者負担金の2分の1の額を事業終了後に返還する。

(会計年度)

第9条 委員会の会計は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

附 則
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報告第13号

令和7年城里町告示第 号

令和7年度城里町牛飼養農家経営安定対策事業支援金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、飼料価格高騰の影響を受けている牛飼養農家の経営安定化を図るため、令和7年度城里町牛飼養農家経営安定対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 第4条に規定する交付の申請及び請求時において町内に住所を有する個人で、牛を飼養している者
- (2) 支援金受給後、3年以上営農を継続する意思がある者
- (3) 城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではない者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は次の各号に定める額とし、上限を100万円とする。

- (1) 成牛（24月齢以上） 1頭当たり3万円
- (2) 育成牛（4月齢以上24月齢未満） 1頭当たり2万円
- (3) 子牛（4月齢未満） 1頭当たり1万円

2 前項に規定する支援金の対象となる飼養頭数は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4第1項により報告した令和7年2月1日現在の飼養頭数とする。ただし、同報告で飼養頭数が確認できない交付対象者については、予防接種頭数等により飼養頭数を確認するものとする。

(交付の申請及び請求)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付申請者（以下「申請者」という。）は、城里町牛飼養農家経営安定対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる関係資料を添えて、令和7年5月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 家畜伝染病予防法における定期報告において、飼養頭数が確認できない場合は、第3条に規定する飼養頭数が分かる書類の写し
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、城里町牛飼養農家経営安定対策事業支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、当該申請に係る交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不交付と決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告に関する特例)

第6条 規則第14条の規定にかかわらず、支援金の交付に係る実績報告は省略するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 町長は、申請者が第5条の規定により支援金の交付の決定を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に支援金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 第2条に規定する要件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金を交付することが不適當であると町長が認めるとき。

2 前項の規定による支援金の取り消しの通知は、規則様式第8号により、同項の規定による返還の通知は、規則様式第8号の2により行うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日以前に支援金の交付の決定を受けた者に係る第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

報告第 14 号

令和 6 年専決処分第 5 号（損害賠償額の決定及び和解について）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 事故発生日時 令和6年10月16日 午後2時30分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字増井地内 町道2235号線
- 3 相手方 城里町大字増井在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 90% 相手方 10%
(2) 損害賠償金額 金 4,500円
(3) 示談成立後は、本件事故に関する一切の異議申し立て、
請求を行わない。
- 5 事故の概要 相手方が自転車で、町道2235号線を走行していたところ、
横断側溝に敷設してあるグレーチング間に生じた隙間に、自転
車の後輪が挟まりパンクさせた物損事故。

令和6年12月23日

城里町長 上遠野 修

報告第 15 号

令和 7 年専決処分第 2 号（損害賠償額の決定及び和解について）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 事故発生年月日 令和 6 年 12 月 3 日 午前 9 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 城里町那珂西 2161 番地 2 那珂西三区公民館敷地内
- 3 相手方 所在地 城里町那珂西 1934 番地 1
名 称 那珂西三区 区長代理 仲田 友二
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 100% 相手方 0%
(2) 損害賠償金額 金 43,076 円
(3) 示談成立後は、本件事故に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の概要 本町職員が、那珂西三区公民館敷地内で碎石をおろす作業中、2t ダンプの荷台をダンプアップし前進した際、テレビケーブルに接触し、切断させた。

令和 7 年 2 月 13 日

城里町長 上遠野 修